

災害対策本部等設置基準 (北海道地域防災計画抜粋)

総務部危機対策課

1 災害対策連絡本部

知事は、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、災害対策連絡本部を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策連絡本部設置基準	
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・住家の全半壊等の被害又は人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。 ・孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 ・交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
地震	<ul style="list-style-type: none"> ・道内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 ・本道沿岸に「津波警報」が発表されたとき。 ・道内に地震・津波による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
鉄道災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき。
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき。
大規模停電災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出案件が発生し、交通、通信網などへの影響拡大が予想されるとき。

2 災害対策本部

災害対策本部は、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の設置基準の一に該当し、知事が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部設置基準	
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
地震	<ul style="list-style-type: none"> ・道内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 ・本道沿岸に「大津波警報」が発表されたとき。 ・道内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
鉄道災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模停電災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。